

意見書案第 12 号

県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成24年6月26日提出

提出者 中間市議会議員 田口澄雄

賛成者 " 宮下寛

 " 青木孝子

県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書

住宅リフォーム制度は、住民が住宅のリフォーム等をおこなった場合、その経費の一部を自治体が助成する制度です。

住宅の改善を容易にするとともに、地元中小建設業者等の仕事興しにつながり、その経済的効果は助成額の数十倍にも上っています。

この制度は全国に広がり、本年4月1日現在で、秋田県および広島県、隣の佐賀県と全国の三百数十市町村で実施され、更に広がり続けています。政令市では、相模原市に続いて本県の北九州市が今年四月から実施しています。

住宅リフォーム制度の実施で、地元中小建設業者等の仕事が確保されることにより、職人を含む労働者の雇用を守ることにもなります。また、それ以外の業種への影響も大きく、岩手県宮古市では、お祝いの仕出し弁当屋さんをはじめ約300業種に影響が及んだといわれています。

さらに、これらの一連の好況の連鎖により、自治体の税収アップにもつながります。

県内の各市町村では築40年以上経過した住宅も多く、住宅リフォーム制度をおこなうことによって、耐震化や快適な居住環境を促進することにもなります。

今、福岡県内では、今年度中に実施予定の自治体を加えると約3分の1の自治体（20自治体）が住宅リフォームの助成制度を実施します。県内の住民が等しくこの制度の恩恵を享受し、本県経済の活性化を促すために、県としての住宅リフォーム助成制度の創設がなんとしても必要です。

よって、中間市議会は、地元中小建設業者等の仕事を確保し、地域経済を活性化するとともに、住民の住宅リフォームへの需要に応えるため、福岡県としての住宅リフォーム制度の創設を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年6月26日

中 間 市 議 会

提 出 先

福 岡 県 知 事 小 川 洋 様